



緊急銃猟の実施状況

緊急銃猟の発砲まで至った事例は40件。

	日時	場所	対象鳥獣		日時	場所	対象鳥獣
1	10月15日	宮城県仙台市	ツキノワグマ	21	11月11日	新潟県糸魚川市	ツキノワグマ
2	10月17日	群馬県昭和村	ツキノワグマ	22	11月13日	山形県長井市	ツキノワグマ
3	10月21日	新潟県魚沼市	ツキノワグマ	23	11月13日	新潟県五泉市	ツキノワグマ
4	10月22日	秋田県横手市	ツキノワグマ	24	11月14日	新潟県胎内市	ツキノワグマ
5	10月23日	富山県富山市	ツキノワグマ	25	11月15日	山形県庄内町	ツキノワグマ
6	10月23日	秋田県仙北市	ツキノワグマ	26	11月15日	富山県滑川市	ツキノワグマ
7	10月24日	北海道札幌市	ヒグマ	27	11月16日	福島県喜多方市	ツキノワグマ
8	10月26日	群馬県川場村	ツキノワグマ	28	11月16日	新潟県南魚沼市	ツキノワグマ
9	10月29日	福井県勝山市	ツキノワグマ	29	11月16日	山形県白鷹町	ツキノワグマ
10	10月30日	石川県白山市	ツキノワグマ	30	11月17日	山形県鶴岡市	ツキノワグマ
11	10月31日	新潟県阿賀野市	ツキノワグマ	31	11月20日	山形県寒河江市	ツキノワグマ
12	11月4日	秋田県秋田市	ツキノワグマ	32	11月20日	岩手県洋野町	ツキノワグマ
13	11月5日	富山県富山市	ツキノワグマ	33	11月21日	山形県米沢市	ツキノワグマ
14	11月5日	秋田県能代市	ツキノワグマ	34	11月23日	山形県米沢市	ツキノワグマ
15	11月7日	山形県米沢市	ツキノワグマ	35	11月24日	山形県飯豊町	ツキノワグマ
16	11月8日	福井県勝山市	ツキノワグマ	36	11月24日	新潟県魚沼市	ツキノワグマ
17	11月9日	秋田県美郷町	ツキノワグマ	37	11月25日	秋田県秋田市	ツキノワグマ
18	11月10日	富山県砺波市	ツキノワグマ	38	11月25日	山形県鮭川村	ツキノワグマ
19	11月10日	山形県酒田市	ツキノワグマ	39	11月25日	山形県庄内町	ツキノワグマ
20	11月11日	新潟県新発田市	ツキノワグマ	40	11月26日	岩手県釜石市	ツキノワグマ

(令和7年11月28日10:00現在、環境省が把握する事例に限る。)

(「環境省」記載)

人の日常生活圏にクマ等が出没した場合に、地域住民の安全の確保の下で銃猟を可能とする。

■ 背景

- 近年、クマ等（ヒグマ、ツキノワグマ、イノシシ）の人の日常生活圏への出没が増加。とりわけ令和5年度にはクマによる人身被害の人数が過去最多※1。

※1 件数の把握がある平成18年度以降最多（198件219人）



兵庫県森林動物研究センター提供

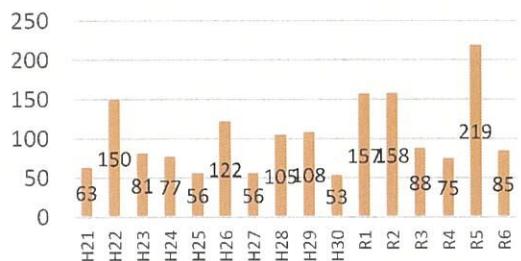
ツキノワグマ

イノシシ

- 現行の鳥獣保護管理法は、**住居集合地域等※2**における銃猟、建物・乗物・飼養動物に向かってする銃猟、夜間の銃猟を禁止（第38条）。

※2 住居が集合している地域又は広場、駅その他の多数の者の集合する場所。

- 現に危険が生じている場合、警察官職務執行法による命令や刑法の緊急避難により、応急的に銃猟を実施しているが、膠着状態にある場合において**より予防的・迅速な対応**が必要。



クマによる人身被害人数

■ 主な改正内容 クマ等の銃猟に関する制度の見直し

- 市町村長は、

- ①**危険鳥獣**（クマ等）が人の日常生活圏（住居、広場、乗物等）に侵入※3し、
- ②危険鳥獣による人の生命・身体への**危害を防止する措置が緊急に必要**で、
- ③銃猟以外の方法では的確かつ迅速に危険鳥獣の捕獲等をすることが困難であり、
- ④避難等によって**地域住民等に弾丸が到達するおそれがない**場合には、

危険鳥獣の銃猟を捕獲者※4に委託して実施させることができる（緊急銃猟）（第38条の適用除外）。

※3 侵入するおそれが大きいことを含む。

※4 政令で定める技能要件を満たす者に限る。

- 緊急銃猟の実施にあたり、下記の関連規定を整備。

- ・ 地域住民の安全確保のため、必要に応じ、市町村長は**通行制限、避難指示を実施**。
- ・ 市町村長は、**都道府県知事に応援**を要請することができる。
- ・ 緊急銃猟の実施に伴う損失（物損）については、市町村長が**補償**※5。

※5 保険により対応することを想定



北海道斜里町提供
市街地に出没したヒグマ



福井県提供
建物の中庭に侵入したツキノワグマ



北海道札幌市提供
対応に当たる銃器所持者等

クマ等が人の生活圏に侵入する事態に対し、安全かつ迅速に対応することを可能に

<施行期日> 公布の日から起算して**6月**を超えない範囲で政令で定める日

※上記法による制度整備に加え、国は財政支援（交付金）や技術的支援（ガイドライン策定）等を実施

クマ被害対策パッケージ（概要）

令和7年11月14日 クマ被害対策等に関する関係閣僚会議決定

- クマによる死者数が過去最多を大幅に更新し、国民の安全・安心を脅かす深刻な事態となっていることを踏まえ、関係省庁連携による緊急的な対策を含めた総合的な施策パッケージの実施により、国民の命と暮らしを守る。
- 人の生活圏からクマを排除するとともに、周辺地域等において捕獲等を強化することで、増えすぎたクマの個体数の削減・管理の徹底を図り、人とクマのすみ分けを実現する。

※いずれの取組も新規又は対策の強化を行うもの

緊急的に対応すること（★は着手済）

- ★緊急銃猟に係るノウハウや事例の整理・周知及び専門家派遣（環境省）
- ★緊急銃猟に係る責任範囲の周知等による捕獲従事者の不安払しょく（環境省）
- ★効果的な事例の共有などクマ対策の必要性に関する理解醸成（環境省）
- ★自治体職員による捕獲従事等に関する通知発出（環境省、総務省）
- ★インバウンドを含めた登山者等への多言語による情報発信等（環境省、観光庁）

短期的に取り組むこと

- 春期のクマ捕獲及び捕獲単価の増額を含む集落周辺個体の捕獲強化等による個体数の削減・管理の徹底（環境省、農林水産省、総務省）
- ガバメントハンターの入件費や資機材等の支援（環境省）
- クマ駆除技能を有する警察官の確保・資機材整備（警察庁）
- 市街地等での適切な麻醉銃の使用方法、効果的な捕獲方法・出没防止対策に関する情報提供（環境省、農林水産省）
- 緩衝帯・強固な柵の整備、誘引物の撤去、電気柵による防護強化、ICT等による出没情報の提供等（環境省、農林水産省、林野庁）
- 河川における出没対策のための樹木伐採や占用許可円滑化等（国土交通省）

中期的に取り組むこと

- 自治体における専門人材、高度な捕獲技術を持つ事業者・捕獲技術者（ガバメントハンター等）の育成（環境省、農林水産省）
- クマの個体数の削減、人の生活圏からの排除に向けたガイドライン改定等（環境省）
- 適切な個体数管理のための統一的な手法による個体数推定（環境省）
- 堅果類の豊凶調査に基づくクマ出没傾向に関する情報発信（環境省、林野庁）
- 保護区の設置・管理、広葉樹林化等による人の生活圏とのすみ分け（環境省、林野庁）

○各種対策について、交付金等による速やかな支援を実施

（主な対象経費）
・ハンターへの手当等の捕獲推進にかかる費用
・誘引物の撤去費
・ICTを活用した出没対策費
・ガバメントハンター入件費
・人材育成のための研修費 等
・クマ対策関連資機材（はこわな、電気柵、クマスプレー、安全装備等）購入費
・緩衝帯整備費
※その他 警察官の資機材整備、河川の樹木伐採、旅行者への多言語発信などを実施

○交付金を受けて実施する事業や地方単独事業として実施するクマの駆除等に要する経費について、特別交付税措置を講じる

（「首相官邸ホームページ」記載）



イノカリ

初心者なので初めから
教えてもらいたい
わなを掛けたことがない
サポートしてもらえる人がいない

あなたのための 無料説明会

てんま

猪を捕まえた後に
どうしたらいいのか分からぬ
ひとりで狩猟するには不安

わな免許は持つてあるけど、
どうしたらいいのか分からぬ
狩猟をしたいけど、場所がない

ジビエ
試食あり

無料説明会開催日

2025

12/13

2026

1/18 2/7 3/8

場所

ふれあいの里

〒294-0023
千葉県館山市神余 1354-4



申込はコチラの1つからお選び下さい



[https://peatix.com/
event/4604080/](https://peatix.com/event/4604080/)



[https://forms.gle/
fSqp36pP11fEAvkN8](https://forms.gle/fSqp36pP11fEAvkN8)



070-4447-1337

@ inokari.tateyama@gmail.com

お問い合わせ



有害鳥獣捕獲従事者支援サービス
イノカリ事務局

〒294-0023 千葉県館山市神余 4359-8
e-mail: inokari.tateyamagmail.com



ビギナーでも安心！ 充実のイノカリサポート

1



実践前の安全・技術講習

獵師生活を始めるにしても、一体何から・・・という方も、**心配なし！**
イノカリは、まず**講習会**から始まります。
安全・技術講習でしっかり学んでから**実践**なので安心。

2



くくり罠・獵具などは、すべて貸与

くくり罠・設置道具、その他の獵具も**無料貸与**です。
捕獲時にくくり罠が壊れてしまっても**無償で交換**します。

3



すべての罠にIoTセンサー設置

くくり罠の作動と同時にIoTセンサーから**ハンターへ即通知**！！
ハンターはどこにいても、**くくり罠の状況をリアルタイムに把握**できます。

4



万全の捕獲サポート体制

くくり罠に猪が掛かったときは、スタッフが**捕獲作業を万全サポート**。
ワイヤーの掛け位置や状況を判断し、**安全確実な捕獲をサポート**。

5



書類作成・申請等はすべて代行

罠設置時に**必要な標識などイノカリがご用意**します。
捕獲時の書類申請等は、すべて**イノカリが代行**します。

6



美味しいジビエ、解体・精肉もフルサポート

未経験の方も安心。**丁寧に解体・精肉をサポート**します。
捕獲した猪は、キレイに解体・精肉して**美味しいジビエ**に！

有害鳥獣
捕獲従事者
ナコ? つて

- ▶ 都道府県知事が捕獲を許可した野生鳥獣（有害鳥獣）を捕獲するハンターは、農業被害防止等の観点から、捕獲が許可された野生鳥獣を捕獲する
- ▶ 狩猟者とは違い、捕獲出来る時期に制限なし
- ▶ 捕獲出来るのは捕獲が許可されている野生鳥獣（有害鳥獣）のみ
- ▶ 狩猟ではないため、狩猟者登録や狩猟税が不要
- ▶ 捕獲時に捕獲報償金が支給される（金額等は都道府県によって異なる）